

23監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年11月17日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月20日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
 同 黒 子 秀勇樹
 同 石 井 幸 充
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

22監査公表第16号（平成22年9月9日付け福岡市公報第5765号公表）分

・・・10件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

22監査公表第16号（平成22年9月9日付け福岡市公報第5765号公表）

（事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>賃貸借料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>賃貸借料等代金の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度の「人事管理システム用パソコン等の賃貸借契約」等の賃貸借料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。今後、支出に当たっては速やかに事務処理を行うよう、十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>賃貸借料の支払については、完了報告受領後は速やかに請求書を提出するよう業者へ指導を行うとともに、所属職員に対し、チェックリストを作成するなどし、支払遅延がないよう周知徹底を図った。</p>

(2) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(ア) 委託契約事務の履行確認について注	委託契約業務の完了検査については、

<p>意を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成21年度「廃食用油のリサイクルに関する事業者意識調査業務委託」において、成果品であるCD-Rの作成日が5月であったにもかかわらず、年度内の完了と認め、請求書を4月に受領し委託料を支出していた。委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。</p> <p>(計画課)</p>	<p>福岡市契約事務規則に基づき履行確認を確実にを行うよう、面談等で所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 委託契約事務において適正な事務手続きを行うよう注意を求めるもの</p> <p>警備委託に係る契約事務においては、契約事務等の合理化及び適正執行に資するため、その取扱いについては財政局より運用基準が定められている。財政局長通知(昭和55年10月30日付財調第238号)により、初年度は指名競争入札によるものとし、次年度から2ヶ年は初年度の当該契約の相手方との特命随意契約によることができる。さらに、2年目以降の委託料の積算にあたっては、過去の契約実績等を勘案し積算するものとされている。</p> <p>しかしながら、当課の警備保安業務委託において、平成20年度に指名競争入札により契約を締結しているが、業務内容を全く変更していないにもかかわらず、契約実績を勘案せずに前年度契約額より大幅に高い予定価格を設定したため、平成21年度は契約金額が大幅に増額していた。</p> <p>今後、警備委託に係る契約価格の算定においては、適正に行われたい。</p>	<p>特命随意契約による警備委託に係る契約価格の算定については、財政局長通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」の運用基準に基づき、過去の契約実績等を勘案し積算するよう、所属職員に対し口頭及び文書で周知徹底を図った。</p>

(環境科学課)	
---------	--

(3) 港湾局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 物品（タクシー乗車券）管理事務において適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、平成 22 年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。平成 20 年度の定期監査において同様の事例が見受けられたため指摘したところであるが、改善されていなかった。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(計画課)</p>	<p>タクシー乗車券の管理・取扱いについては、職員に対し「福岡市タクシー借上事務取扱要綱」の周知・徹底を図ったほか、再発防止策として、局総務課による局内全所属の管理・取扱い状況検査を定期的の実施している。</p>
<p>(イ) 施設の料金変更等を行う場合、適切な手続きを行うよう注意を求めるもの</p> <p>港湾法第 44 条の規定により、港湾管理者がその提供する施設の利用に関し料金を徴収する場合また変更する場合は、あらかじめ料率を定めて、その施行日の少なくとも 30 日前に、その内容を公表しなければならない。しかしながら、平成 22 年度に料金変更を行った一般用駐車場で、4 月 1 日から料金を変更する旨を事前に施設のホームページで周知し、料金を徴収していたにもかかわらず、当課における公報掲載の手続きが遅延したため 3 月 29 日に本市公報掲載を行い、当該公報に、料金変更を 5 月 1 日から行うと記載していた。</p> <p>料金変更等を行う場合は、関係法令</p>	<p>施設の料金変更等を行う手続きについては、港湾法の規定に基づき適切な時期に内容を公表するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

等に基づく適切な手続きを行い、正しい内容を公表するよう十分注意されたい。 (港湾管理課)	
---	--

2 テーマ監査
環境局

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約代金の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品購入契約に当たっては、納品・検査収納後、契約の相手方からの請求書によりその対価を支払わなければならない。しかしながら、平成21年度の物品購入契約代金の支出において、契約の相手方から請求金額が記載されていない請求書を受領し、請求金額を誤記したため修正しており、不適切な事務処理となっていた。今後、代金の支出に当たっては、確実にチェックを行い、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。 (環境保全課)</p>	<p>物品購入契約代金の支出については、確実に書類のチェックを行うとともに、福岡市会計規則に則り適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し課内勉強会を実施し、周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査
(1) 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成20年度「荒津東護岸補修工事」 (契約金額6,099万4,500円)</p> <p>本工事の設計積算において、目地板設置工に使用する空気圧縮機賃料、鋼板材料費(加工費含む)は見積りを徴集し設計単価としていたが、空気圧縮機賃料は実施設計単価表に、鋼板材料単価は物価資料に掲載されていた。積算運用の手引きによると実施設計単価表に掲載のない単価の決定は、物価資</p>	<p>積算単価の決定については、積算運用の手引きに基づいて行うよう所属職員に対し、研修(勉強会)を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>料，特別調書，見積りの順としており，空気圧縮機賃料，鋼板材料単価については同手引きどおりに単価を決定し，鋼板の加工費のみを見積り徴集とすべきであった。単価決定の方法を誤った結果，過大な設計となっていた。</p> <p>今後は，適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">(維持課)</p>	
<p>b 平成20年度「アイランドシティ地区平成20年度C2コンテナターミナル新設工事（その2）」</p> <p style="text-align: center;">(契約金額2億8,056万円)</p> <p>本工事の設計積算において，隣接する同工種の工事が他に4工事あるため，プレキャストコンクリート版の設置に使用するトラッククレーン100t吊り1台を5工事で共用することとしていたが，設計図書には対象建設機械と施工条件の明示がなかった。本工事のように制約を受ける工事は施工条件を明示することとなっており，明示すべきであった。</p> <p>今後は，適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">(港湾土木第2課)</p>	<p>施工に制約を伴う工事については，「土木工事施工条件明示」に基づきその施工条件を特記仕様書等の設計図書に明示するよう，所属職員に対して再度「土木工事施工条件明示」を周知徹底するとともに，起工時のチェックリストにチェック項目を設け，精査時に確認出来るようチェック体制の充実を図った。</p>
<p>c 平成21年度「アイランドシティ内道路及び水道等基本計画業務委託」</p> <p style="text-align: center;">(契約金額724万5,000円)</p> <p>本委託は，アイランドシティ内の土地利用計画等の見直しに伴う道路，水道，下水道の基本計画の見直しが主な内容となっている。しかし，見積り依頼書及び発注図書に土地利用計画の見直し等の資料を添付していなかった。発注者の明確な設計意図の伝達を行うためにも，見積り依頼書及び発注図書に同資料を添付すべきであった。</p> <p>今後は，適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>設計積算については，設計内容を明確にするべく，必要な資料については発注図書等への添付を行うよう，所属職員に対して課内会議にて周知徹底を行った。</p>

い。 (事業計画課)	
-------------------	--

(2) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 20 年度「平成 20 年度福岡市高速鉄道 1 号線室見駅床版改良工事」 (契約金額 1,582 万 2,450 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、土木工事標準積算基準書に記載の諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率、一般管理費等率）の適用を誤って諸経費を過大に積算していたということを理由に、契約書に定めのない同率を修正変更し請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(技術課)</p>	<p>設計積算業務については、十分な精査を行うよう、また、契約書に定めのない部分の設計変更については、契約書の規定を踏まえ、文書による協議を行うよう関係職員に対して研修を実施し、周知徹底した。</p>